

## 議第37号

三島市情報公開条例の一部を改正する条例案

三島市情報公開条例（平成9年三島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号キ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士